

Press Release

令和2年10月8日

【照会先】三重労働局 労働基準部 健康安全課

健康安全課長 藤川 敏行 小西 勲 課長補佐

(電話) 059 - 226 - 2107

報道関係者 各位

~石綿障害予防規則が改正~

建築物・工作物等の解体工事、リフォーム・修繕等の 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されました

石綿が使用されている建物の老朽化による解体工事の増加が予想される中、石綿ばく露防 止対策が不十分な事案が全国的に認められることから、石綿障害予防規則が改正されました。 解体方法、解体前の調査の進め方、保温材等の石綿建材の解体作業等に係る届出が強化さ れ、本年10月1日から順次施行されています。

【令和2年10月1日から施行された内容】

- ▶スレート材など石綿含有成形品は、原則「手ばらし」による解体 となりました。(切断等の禁止)
- ▶天井などに使用されている「けい酸カルシウム板第1種」の切断 作業等を行う場合、隔離の措置が必要となりました

【石綿障害予防規則の主な改正内容】

- 解体・改修工事開始前の調査の強化
- 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設
- 吹付け石綿除去時等における負圧隔離を要する作業に係る措置の強化 3
- 隔離を要する作業の新設 4
- 石綿含有成形品に対する措置の強化、 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 5
- 作業記録記載項目の追加等 6
- 7 発注者による配慮

県下の労働基準監督署(6署)では、三重県、特定行政庁と合同で県下一斉パトロー ルを実施し、改正された石綿障害予防規則の履行状況等を確認します。

パトロール実施期間: 令和2年10月15日(木)~令和2年10月21日(水)

【添付資料】

- ・「石綿障害予防規則等」が改正されました 建築物(個人宅含む)・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕など の改修工事における石綿ばく露防止対策が強化されます
- 解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さま 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対 する石綿対策の規制が強化されます